

令和元年 8 年 30 日

千曲市 企画政策部 管財契約課

建設工事等における前払金・中間前払金の 上限額撤廃について

本市が発注する建設工事等について、受注者への円滑な資金調達を図ることに
より適正な施工が確保されるよう、下記のとおり前払金及び中間前払金の限度額
の改正（上限額の撤廃）を行うこととしました。

1. 改正内容

① 建設工事（100 万円以上）

現 行	⇒	改 正 後
○前 払 金：契約金額の 4 割以内 上限額 1 億円		○前 払 金：契約金額の 4 割以内 <u>上限額 なし</u>
○中間前払金：契約金額の 2 割以内（前払 金合計額：契約金額の 6 割 以内） 上限額 5 千万円		○中間前払金：契約金額の 2 割以内（前払 金合計額：契約金額の 6 割 以内） <u>上限額 なし</u>

② 建設工事に関する設計、調査又は測量（100 万円以上）

現 行	⇒	改 正 後
○前 払 金：契約金額の 3 割以内 上限額 1 千万円		○前 払 金：契約金額の 3 割以内 <u>上限額 なし</u>

2. 適用時期

令和元年 9 月 1 日以降に締結する契約から適用します。